

(参考) TPP原産地規則及び原産地手続章

(出所)TPP政府対策本部:TPP協定の全章概要

第3章. 原産地規則及び原産地手続章

1. 原産地規則及び原産地手続章の概要

輸入される产品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP協定域内の原产品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手続等を規定。

2. 主要条文の概要

●第A節 (原産地規則)

○原産品 (第3. 2条)

各締約国は、本章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの产品であって、本章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原産品とすることを定める旨規定。

(a) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品であって、次条に定めるもの

(b) 一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される产品

(c) 一又は二以上の締約国の領域において、非原産材料を使用して完全に生産される产品であって、品目別規則の要件を満たすもの

○完全に得られ、又は生産される产品 (第3. 3条)

各締約国は、前条の規定の適用上、一又は二以上の締約国の領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品、当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質等を、当該領域において完全に得られ、又は生産されることを定める旨規定。

○再製品の生産に当たって使用される回収された材料の取扱い (第3. 4条)

各締約国は、一又は二以上の締約国の領域において取得される回収された材料が、再製品の生産に使用され、及び再製品に組み込まれる場合には、原産品として取り扱われることを定めること等を規定。

○域内原産割合 (第3. 5条)

各締約国は、产品的域内原産割合を算定する計算式(重点価額方式、控除方式、積上げ方式及び純費用方式)を定めること等を規定。

○生産に使用される材料 (第3. 6条)

各締約国は、非原産材料について、本章に規定する要件を満たすような更なる生産が行われる場合において、その後に生産された产品が原产品であると決定するときは、当該非原産材料は、原産材料として取り扱われることを定めること等を規定。

○生産に使用される材料の価額 (第3. 7条)

各締約国は、材料の価額の算定方法を定める旨規定。

○材料の価額に対する更なる調整 (第3. 8条)

各締約国は、原産材料について、本条に定める特定の経費が前条の規定に基づく価額に含まれない場合には、当該経費を当該原産材料の価額に加算することができること、また、非原産材料又は原産地不明の材料について、その価額から本条に定める特定の経費を控除することができることを定めること等を規定。

○純費用 (第3. 9条)

各締約国は、純費用(純費用から、当該純費用に含まれる販売促進及びマーケティングに係る費用並びに輸送費等を減じたもの。)方式に基づいて自動車関連产品が原产品であるかどうかを決定するための域内原産割合の要件について、第5条に規定するところにより算定することを定めること等を規定。

○累積 (第3. 10条)

各締約国は、他の締約国の領域において他の产品の生産に使用される一又は二以上の他の締約国の原产品又は原産材料を、当該他の締約国の領域における原产品又は原産材料とみなすことを定めること等を規定。

○僅少の非原産材料 (第3. 11条)

各締約国は、原則として、产品が関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、当該产品に含まれる全ての当該非原産材料の価額が当該产品の価額の10%以下等のときには、当該产品を原产品とすることを定めること等を規定。

○代替性のある产品及び材料 (第3. 12条)

各締約国は、代替性のある产品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること等に基づき、原产品又は原産材料として取り扱うことを定めること等を規定。

(参考)TPP原産地規則及び原産地手続章

○附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料（第3. 13条）

各締約国は、產品が完全に得られるかどうか、又は加工の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定する場合には、附属品、予備部品、工具又は解説資料その他の資料については考慮しないことを定めること等を規定。

○小売用の包装材料及び包装容器（第3. 14条）

各締約国は、產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品の生産に使用された全ての非原産材料が加工の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たしているかどうか又は当該產品が完全に得られ、若しくは生産されるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定めること等を規定。

○輸送用のこん包材料及びこん包容器（第3. 15条）

各締約国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、產品が原產品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定めることを規定。

○間接材料（第3. 16条）

各締約国は、間接材料について、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定めることを規定。

○產品のセット（第3. 17条）

各締約国は、產品が特定の条件を満たすことによりセットとして分類される場合には、当該セットを構成する各產品が原產品であり、かつ、当該セット及び当該各產品が本章に規定する他の関連する要件を満たすときに限り、当該セットを原產品とすることを定めること、ただし、当該セットに含まれる全ての非原產品の価額が当該セットの価額の10%を超えない場合には、当該セットを原產品とすることを規定。

○通過及び積替え（第3. 18条）

各締約国は、原產品が非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合、又は、非締約国の領域を経由して輸送される場合であっても締約国の領域外において当該原產品についていかなる作業も行われていない場合（ただし、積卸し、蔵置、ラベル又は証票による表示等の作業を除く。）及び当該原產品が非締約国の税關当局の監督の下に置かれている場合には、当該原產品が原產品としての資格を維持することを定めることを規定。

●第B節（原産地手続）

○特恵待遇の要求（第3. 20条）

各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地證明書に基づき、当該輸入者が関税上の特恵待遇の要求を行うことができることを定めること等を規定。

○原産地證明書の根拠（第3. 21条）

各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者が、產品が原產品であることを證明する場合に根拠とすべき内容を定めること等を規定。

○表現の相違（第3. 22条）

各締約国は、原産地證明書における軽微な誤り又は表現の相違により自国が当該原産地證明書の受理を拒否してはならないことを定めることを規定。

○原産地證明書の免除（第3. 23条）

いずれの締約国も、一定の条件を満たすとき、次のいずれかの場合の輸入については、原産地證明書を要求してはならないこと等を規定。

(a) 輸入品の課税価額が千米ドル又は輸入締約国が設定するこれより高い額を超えない場合

(b) 輸入締約国が輸入者に対して原産地證明書を提出する義務を免除した產品又はその提出を要求しない產品の輸入の場合

○輸入に関する義務（第3. 24条）

各締約国は、原則として、輸入者が、関税上の特恵待遇を要求することを目的として、輸入者が負う義務（產品が原產品であることについて申告を行うこと、輸入締約国が要求する場合には原産地證明書の写しを提出すること等）を定めること等を規定。

○輸出に関する義務（第3. 25条）

各締約国は、原産地證明書を作成する輸出者又は生産者の義務（輸出締約国の要請に応じて当該原産地證明書の写しを輸出締約国に提出すること、原産地證明書等が誤った情報を含む等の場合には当該原産地證明書を提出した全ての者及び締約国に対し書面により速やかに通報すること等）を定めること等を規定。

○記録の保管に関する義務（第3. 26条）

各締約国は、自國の領域に輸入される產品について関税上の特恵待遇を要求

(参考)TPP原産地規則及び原産地手続章

する輸入者が、当該產品の輸入の日から少なくとも5年間原産地證明書等を保管すること、原産地證明書を提供した生産者又は輸出者が、当該原産地證明書の作成の日から少なくとも5年間、当該原産地證明書に記載した產品が原產品であることを示すために必要な全ての記録を保管することを定めること等を規定。

○原產品であることの確認（第3. 27条）

輸入締約国は、自国の領域に輸入される產品が原產品であるかどうかを決定するため、輸入者、輸出者又は生産者に対する書面による情報の要請又は輸出者若しくは生産者の施設の訪問等を行うことによって、関税上の特恵待遇の要求について確認を行うことができること等を規定。

○関税上の特恵待遇の要求についての決定（第3. 28条）

輸入締約国は、產品が関税上の特恵待遇を受ける資格がないと決定する場合又は前条の規定に基づく確認により產品が原產品であることを決定するのに十分な情報を得られなかった場合等に、関税上の特恵待遇の要求を否認することができること等を規定。

○輸入後の還付及び特恵の要求（第3. 29条）

各締約国は、自国の領域に輸入された時に產品が関税上の特恵待遇を受ける資格があったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に関税上の特恵待遇を要求しなかったときは、輸入の日の後1年以内又は自国の法令で定めるこれよりも長い期間内に關稅上の特恵待遇の要求を行う等の場合には、当該輸入者が当該產品について關稅上の特恵待遇及び超過して徵收された關稅の還付を申請することができることを定めること等を規定。

○罰則（第3. 30条）

締約国は、本章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適切な罰則を定め、又は維持することができることを規定。

○秘密性（第3. 31条）

各締約国は、この章の規定に従って収集される情報の秘密性を保持し、及び当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護することを規定。

●第C節（その他の事項）

締約国は原産地規則及び原産地手続に関する小委員会を設置すること等を規定。

●その他の制度（附属書）

輸出締約国は、自国の領域から輸出される產品の原産地證明書について、権限のある当局が発給するものであること又は認定された輸出者が作成するものであることを要求することができること等を規定。

●必要的記載事項（附属書）

原産地證明書に記載すべき事項を規定。

●僅少の非原産材料に関する規則の例外（附属書）

僅少の非原産材料の規定を適用しない材料等を規定。

●品目別規則（附属書）

品目別に原産地規則（P S R）を規定。

概要是別添参照。

(参考) TPP 繊維及び繊維製品章

第4章 繊維及び繊維製品章

1. 繊維及び繊維製品章の概要

TPP 域内における繊維又は繊維製品の貿易に関する原産地規則及び緊急措置等を規定する。具体的には、原産地規則及び関連事項、緊急措置、協力、原産品であることの確認等について規定する。

2. 主要条文の概要

○原産地規則及び関連事項（第4. 2条）

本章に定めがある場合を除き、原産地規則及び原産地手続章が繊維又は繊維製品に適用されること、「供給不足の物品の一覧表」に規定された材料について、当該一覧表に規定される最終用途の要件を満たす場合には、当該材料が原産品であると認められること、特定の手工芸又は民芸品に係る関税上の特恵待遇等を規定。

○緊急措置（第4. 3条）

輸入締約国は、本協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として、一又は二以上の輸出締約国から本協定の関税上の特恵待遇を受ける繊維又は繊維製品が増加した数量（絶対量であるか又は国内市場に比較しての相対量であるかを問わない。）で当該締約国に輸入されている場合において、当該増加した数量が同種の又は直接に競合する產品を生産する国内産業に重大な損害又はその現実のおそれを引き起こしているときは、本条の規定に従うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な限度及び範囲において、緊急措置をとることができること、いかなる緊急措置も経過期間を超えてとられ、又は維持されてはならないこと等を規定。

○協力（第4. 4条）

各締約国は、自国の法令に従い、締約国間の繊維又は繊維製品の貿易についての関税法令違反に関し、他の締約国がそれぞれの措置を執行し、又はその執行を支援するために協力すること等を規定。

○監視（第4. 5条）

各締約国は、繊維又は繊維製品の関税法令違反を特定し、これに対処するための計画若しくは慣行を制定し、又は維持すること等を規定。また一部の締約国は、

当該締約国間で適用される二国間協定を有することを規定。

○確認（第4. 6条）

輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、当該產品が関税上の特恵待遇を受ける產品であるか否かを確認するため、原産地規則及び原産地手続章の規定及び関連する手続に従って確認を行うことができるとともに、本条において規定する現地訪問の要請を通じて確認を行うことができる旨を規定。また、輸入締約国は、関税法令違反が発生しているか又は発生したかを確認するため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者への現地訪問を要請できる旨を規定するほか、現地訪問実施に係る輸入締約国と訪問受入国との間における各種手続等を規定。

○決定（第4. 7条）

輸入締約国は、原産地規則及び原産地手続章に規定する理由による場合、本章に基づく確認の規定に従い、繊維又は繊維製品が原産品であると決定するための十分な情報を得られなかった場合、又は、現地訪問の立入り等が拒否された場合、提示した日の現地訪問の終了が妨げられ、かつ、輸出者又は生産者が代替の訪問日を提示しない等の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる旨を規定。

○情報の秘密性（第4. 9条）

情報を提供する締約国が当該情報を秘密のものと指定した場合には、情報を受領した締約国は当該情報を秘密のものとして取り扱うこと、情報を提供する締約国は、当該情報を受領した締約国に対し、特定の目的のためにのみ使用すること等につき書面による保証を要請することができること等を規定。

○附属書

繊維及び繊維製品の品目別原産地規則（P S R）を定める。概要は別添参照。本附属書の付録として「供給不足の物品の一覧表」（ショートサプライリスト）を掲載。P S Rに基づき產品が原産品であるかどうかを決定する上で、この付録に掲げる材料については、この付録に定める全ての要件（最終用途に関する要件を含む。）を満たす場合には、原産材料となる。この付録において、一時的な品目とされるものについては、協定発効の5年後に削除される。

なお、この付録は、2007年1月1日に改正された統一システム（H S 2007）に基づき作成されている。

(参考)TPP原産地規則及び原産地手続章(PSR抄)

第3章(原産地規則及び原産地手続章)附属書 品目別原産地規則(概要)

1 解釈のため的一般的な注釈

●この附属書の規定の適用上、商品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)商品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)商品が、第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。

●この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、(1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は商品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。(2)商品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該商品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。

2 品目別原産地規則

●この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

【参考】

■この概要において、「CC」とは、商品への他の類の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち、類の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTH」とは、商品への他の項の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「CTSH」とは、商品への他の号の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち、号の変更)が行われたことをいう。

■この概要において、「RVC」とは、第3章(原産地規則及び原産地手続)に定められた計算式(積上げ方式(BU)／控除方式(BD)／重点価額方式(FV)／純費用方式(NC))のいずれかを用いて算定する域内原産割合が、品目毎に定められた百分率の値以上であることを示す。

■「第…類／項／号からの変更を除く」とは、その類／項／号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

■記号(†)が付されている番号の品目については、別紙を参照のこと。

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
	第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
	第1類 動物(生きているものに限る。)
01.01 - 01.06	CC
	第2類 肉及び食用のくず肉
02.01 - 02.10	CC
	第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
03.01 - 03.03	CC
0304.11	CC
0304.12	CTH
0304.19	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス、トウヌス・オリエンタリス、トウヌス・マッコイ、トウヌス・アルバカリス、トウヌス・オペスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウトイスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ、オンコルヒュンクス・ロデュルス、サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; いわし(サルディナ・ビルカルドゥス、サルディノブス属、サルディニエルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0304.21	CC
0304.22	CTH
0304.29	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス、トウヌス・オリエンタリス、トウヌス・マッコイ、トウヌス・アルバカリス、トウヌス・オペスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウトイスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ、オンコルヒュンクス・ロデュルス、サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; いわし(サルディナ・ビルカルドゥス、サルディノブス属、サルディニエルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC; ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・プロダクタス): CC; その他のもの: CTH
0304.91	CC
0304.92	CTH
0304.99	かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス、トウヌス・オリエンタリス、トウヌス・マッコイ、トウヌス・アルバカリス、トウヌス・オペスス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラミス): CC; さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウトイスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ、オンコルヒュンクス・ロデュルス、サルモ・サラル又はフコ・フコ): CC; いわし(サルディナ・ビルカルドゥス、サルディノブス属、サルディニエルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス): CC; かたくちいわし(エングラウリス属): CC;

(参考) TPP原産地規則及び原産地手続章(PSR抄)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要	関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
0305.69	<p>かつお・まぐろ類(トウヌス・ティヌス、トウヌス・オリエンタリス、トウヌス・マッコイイ、トウヌス・アルバカリス、トウヌス・オペス又はエウティヌス(カツオヌス)・ペラニス): CC;</p> <p>さけ類(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウティスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マゾウ、オンコルヒュンクス・ロデュルス、サレモ・サラル又はフコ・フコ): CC;</p> <p>めかじき(クシフィアス・グラディウス): CC;</p> <p>いわし(サルディナ・ビルカルドゥス、サルディノブス属、サルディニキルラ属又はスプラトゥス・スプラトゥス): CC;</p> <p>ヘイク(メルルシウス・アングスティマヌス又はメルルシウス・ブロダクタス): CC;</p> <p>その他のもの: CTH</p>	0902.10	CC, 又は RVC(40 BD)
0306.11 - 0306.14	CC	0902.20	CC
0306.19	CC, 又は RVC(40 BD)	0902.30	CTSH
0306.21 - 0306.24	CC	0902.40	CC
0306.29	CC, 又は RVC(45 BD)	09.03	CC
0307.10 - 0307.60	CC	0904.11	CC
0307.91 - 0307.99	<p>あわび類: CC;</p> <p>その他のもの: CC 又は RVC(40 BD)</p>	0904.12	CC, 又は RVC(40 BD)
第4類 薬農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品		0904.20	<p>とうがらし: CC (第 0709.60 号からの変更を除く)</p> <p>その他のもの: CC 又は 破碎若しくは粉砕されていないものを破碎若しくは粉砕すること</p>
04.01 - 04.04	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号からの変更を除く)	09.05	CC, 又は 破碎若しくは粉砕されていないものを破碎若しくは粉砕すること
04.05	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号又は第 2106.90 号からの変更を除く)	0906.11 - 0906.19	CC
04.06	CC (乳固形分の割合が重量の 10%超の第 1901.90 号からの変更を除く)	0906.20	CTSH
04.07 - 04.09	CC	09.07 - 09.09	CC, 又は 破碎若しくは粉砕されていないものを破碎若しくは粉砕すること
04.10	<p>食用の鳥の巣: RVC(40 BD);</p> <p>その他のもの: CC</p>	0910.10 - 0910.30	CC, 又は 破碎若しくは粉砕されていないものを破碎若しくは粉砕すること
第5類 動物性生産品(他の類に該当するものを除く。)		0910.91	CTSH
05.01 - 05.11	CC	0910.99	CTSH, 又は 破碎、粉砕又は粉状にされていないものを破碎、粉砕又は粉状にすること
第2部 植物性生産品			
第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉			
06.01 - 06.04	CC	10.01 - 10.08	CC
第7類 食用の野菜、根及び塊茎			
07.01 - 07.14	CC	第10類 穀物	
第8類 食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
0801.11 - 0801.31	CC	11.01	CC
0801.32	CTSH	1102.10 - 1102.20	CC
08.02 - 08.13	CC	1102.90	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
08.14	CC, 又は RVC(45 BD)	1103.11 - 1103.19	CC
第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料		1103.20	CC (第 10.06 項からの変更を除く)
0901.11 - 0901.12	CC	11.04	CC
0901.21 - 0901.90	CTSH ただし、第 0901.11 号及び第 0901.12 号の非原産材料の重量が 60%を超えない場合に限る	11.05	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、インulin及び小麦グルテン		11.06 - 11.07	CC
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		1108.11 - 1108.12	CC
		1108.13	CC (第 07.01 項からの変更を除く)
		1108.14	CC (第 0714.10 号からの変更を除く)
		1108.19 - 1108.20	CC
		11.09	CC
第13類 その他の植物性生産品		12.01 - 12.07	CC
		1208.10	CC
		1208.90	<p>サフラワーの種の粉又はミール: CC</p> <p>その他のもの: CTH</p>
		12.09 - 12.14	CC

(参考)TPP原産地規則及び原産地手続章(PSR抄)

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 6 部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	
部注 1 化学反応に係る規則適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類の各類の产品であって、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。	
この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的なものも含む。)をいう。	
次の工程は、化学反応ではない。	
(a) 水その他の溶媒への溶解	
(b) 溶媒(溶媒水を含む。)の除去	
(c) 結晶水の追加又は除去	
部注 2 精製に係る規則	
適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 35 類までの各類及び第 38 類の产品であって、精製が行われた产品は、当該精製の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われ、存在する不純物の含有量の 80%以上の除去をもたらす場合には、原産品とする。	
部注 3 混合及び調合に係る規則	
適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.02 項及び第 37.07 項の产品は、所定の仕様と合致させるための材料の意図的なかつ比例して制御された混合又は調合(散布を含む。)であって、当該产品の目的又は用途に關係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該产品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。	
部注 4 粒径の変更に係る規則	
適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 30 類、第 31 類、第 33.04 項又は第 3204.17 号の产品は、产品的粒径の意図的な、かつ、制御された変更(重合体の溶解及びその後の沈殿による粉碎を含む。ただし、破碎又は圧縮のみによるものを除く。)が、特定の粒径、粒径分布又は表面積を有する产品を生じさせ、その特定の粒径、粒径分布又は表面積は、当該変更の結果として生ずる产品の用途に關係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該产品に与えるものが、一又は二以上の締約国の領域において行われた場合には、原産品とする。	
部注 5 標準物質に係る規則	
適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各類(第 35.01 項から第 35.05 項までの各項及び第 3824.60 号を除く。)の標準物質は、その生産の工程が一又は二以上の締約国の領域において生ずる場合には、原産品とする。	
この規則の適用上、「標準物質」(標準溶液を含む。)とは、分析、校正又は参照のための使用に適する試験品であって、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されたものをいう。	
部注 6 異性体分離に係る規則	
適用可能な品目別規則の規定にもかかわらず、第 28 類から第 38 類までの各類の产品は、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。	
第 29 部 有機化学品	
2901.10 - 2901.29	CTSH
2902.11 - 2902.90	CTSH
2903.11 - 2903.69	CTSH
2904.10 - 2904.90	CTSH
2905.11 - 2905.59	CTSH

関税分類番号 (HS2007)	規則の概要
第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	
第 86 類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器(電気機械式のものも含む。)	
86.01 - 86.06	CTH
86.07	CTH、又は RVO(30 BU/40 BD/50 FV)
86.08	CTH、又は RVO(30 BU/40 BD/50 FV)
86.09	CTH
第 87 類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
8701.10† - 8701.30†	RVO(45 NC/55 BD)
8701.90	RVO(45 NC/55 BD)
87.02† - 87.05†	RVO(45 NC/55 BD)
87.06†	RVO(45 BU/55 BD/45 NC)
87.07	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.10† - 8708.21†	CTSH、又は RVO(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.29†	CTSH、又は RVO(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.30† - 8708.40†	CTSH、又は RVO(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.50†	CTSH、又は RVO(40 BU/50 BD/40 NC)
8708.70	CTSH、又は RVO(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.80†	CTSH、又は RVO(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.91 - 8708.93	CTSH、又は RVO(35 BU/45 BD/35 NC)
8708.94†	CTSH、又は RVO(45 BU/55 BD/45 NC)
8708.95† - 8708.99†	CTSH、又は RVO(40 BU/50 BD/40 NC)
8709.11 - 8709.19	CTH、又は RVO(50 BD/40 NC)
8709.90	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/35 NC)
87.10	CTH、又は RVO(30 BU/40 BD/50 FV)
8711.10 - 8711.30	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。)、又は RVO(30 BU/30 NC/40 BD/50 FV)
8711.40 - 8711.90	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。)、又は RVO(35 BU/35 NC/45 BD/55 FV)
87.12	CTH(第 87.14 項からの変更を除く。)、又は RVO(35 BU/45 BD/60 FV)
87.13	CTH
8714.11 - 8714.20	CTH、又は RVO(30 BU/40 BD/50 FV)
8714.91 - 8714.99	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/55 FV)
87.15	CTH、又は RVO(30 BU/40 BD/50 FV)
8716.10 - 8716.20	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/55 FV)
8716.31 - 8716.39	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/60 FV)
8716.40 - 8716.90	CTH、又は RVO(35 BU/45 BD/55 FV)

(参考) TPP纖維及び纖維製品章(PSR抄)

第4章(繊維及び繊維製品章)附属書 品目別規則(概要)

1 解釈のため的一般的な注釈

●この附属書の規定の適用上、商品は、一又は二以上の締約国の中において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産される場合であって、かつ、(1)商品の生産に使用される個々の非原産材料が、この附属書に定める加工工程の要件、適用可能な関税分類の変更の要件その他要件を満たし、(2)商品が、第四章(繊維及び繊維製品章)及び第三章(原産地規則及び原産地手続)の他の全ての関連する要件を満たす場合には、原産品であるものとする。

●この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、

- (1)品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は商品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産材料であることを要求するものとみなす。
- (2)商品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該商品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品であるものとする。
- (3)この附属書の付録に定める供給不足の物品の一覧表については、この附属書に定める品目別原産地規則に照らして解釈するものとする。

2 品目別原産地規則

●この品目別原産地規則は、2007年1月1日に改正された統一システム(HS2007)に基づき作成されている。

【参考】

- この概要において、「CC」とは、商品への他の類の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの(すなわち類の変更)が行われたことをいう。
- この概要において「CTH」とは、商品への他の項の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち項の変更)が行われたことをいう。
- この概要において、「CTSH」とは、商品への他の号の材料からの変更を示す。商品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの(すなわち号の変更)が行われたことをいう。
- 「第...類/項/号からの変更を除く」とは、その類/項/号の材料についてはTPP域内で原産性を有するものを使用する必要があることをいう。

関税分類番号	品目別原産地規則の概要
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
4202.12	CC(ただし、当該商品が、一又は二以上の締約国の中において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わせられ又は組み立てられるときに限る)
4202.22	CC(ただし、当該商品が、一又は二以上の締約国の中において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わせられ又は組み立てられるときに限る)
4202.32	CC(ただし、当該商品が、一又は二以上の締約国の中において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わせられ又は組み立てられるときに限る)
4202.92	CC(ただし、当該商品が、一又は二以上の締約国の中において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、又はその両方が行われ、かつ、縫い合わせられ又は組み立てられるときに限る)
第50類 編及び編織物	
50.01 - 50.02	CC
50.03 - 50.05	CTH
50.06	CTH(第50.04項から第50.05項までの材料からの変更を除く。)
50.07	CTH
第51類 羊毛、綿獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	
51.01 - 51.02	CC
51.03	CTH
51.04 - 51.05	CC
51.06	CTH(第51.07項から第51.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.07	CTH(第51.06項又は第51.08項から第51.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.08	CTH(第51.06項から第51.07項までの各項又は第51.09項から第51.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.09	CTH(第51.06項から第51.08項までの各項又は第51.10項の材料からの変更を除く。)
51.10	CTH(第51.06項から第51.09項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.11	CTH(第51.06項から第51.10項までの各項、第51.12項から第51.13項までの各項、第52.05項から52.06項までの各項、第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項又は第55.09項から第55.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.12	CTH(第51.06項から第51.11項までの各項、第51.13項、第52.05項から第52.06項までの各項、第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項又は第55.09項から第55.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
51.13	CTH(第51.06項から第51.12項までの各項、第52.05項から第52.06項までの各項、第54.01項から54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項又は第55.09項から第55.10項までの各項の材料からの変更を除く。)
第52類 織及び編織物	
52.01 - 52.03	CC
52.04 - 52.07	CC(第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5405.00号までの各号又は第55.01項から第55.07項までの各項の材料からの変更を除く。)

(参考)TPP効力発生規定

(出所)TPP政府対策本部:TPP協定の概要(更新版)

○効力発生（第30.5条）

本協定は、全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通報した日の後60日で効力を生ずる旨規定。

ただし、署名の日から2年の期間内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報しなかった場合には、原署名国の2013年のGDPの合計の85パーセント以上を占める、少なくとも6の原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報することを効力発生の要件として規定（署名の日から2年の期間内に上記の要件が満たされる場合には当該期間の満了の後60日で、当該期間内に上記の要件が満たされない場合には上記の要件が満たされた日の後60日で、それぞれ発力を生ずる。）。